



～ふるさと納税で“^{承るさと}久慈市”に^{エール}寄附を～

「ふるさと納税寄附金」は久慈市にゆかりのある方、久慈市を「心のふるさと」と思っただけの方、に、「ふるさと納税寄附金」を通じて久慈市を応援していただくものです。

納税されている方が久慈市などの自治体に寄附した場合、寄附をした金額に応じて、所得税と住民税の控除が受けられます。

あなたの応援があれば、久慈市はもっと頑張れます。

あなたの寄附金でふるさとが活性化

住民税の一部を自分の意思でふるさとに活かせる

寄附金控除の基準額が10万円⇒5千円に緩和でより身近に

5千円を超える寄附金は税額が控除されるのでお財布にも優しい

久慈市は「夢・希望・未来に向かってひと輝くまち」をテーマにまちづくりを進めています。本市にゆかりのある方や思い出のある方、関心のある皆様方には、ふるさと“くじし”を応援いただきますようお願い申し上げます。
久慈市長 山内 隆文



久慈市

■ 寄附金の使い方

いただいた寄付金は、選択していただいたメニューに活用させていただく予定です。メニューを選択されない場合は、市で決めさせていただきます。



注目!! 所得税と住民税の控除が受けられます 注目!!

寄附していただいた金額から 5 千円を除いた額が、税金から軽減されます。

(一定の額以上の寄附金額となると、5 千円を除いた額すべてが軽減とならない場合がありますのでご注意ください。下記「軽減額例」参照)

寄附金控除の計算イメージ (具体例)

給与収入 500 万円で夫婦子 2 人の A さんのケース

所得税の税率 5%
住民税額 135,500 円



※年間寄附金総額のうち、5 千円が軽減対象外となります。(寄附先の数には関係ありません。)

【軽減額例 (上記 A さんの場合)】

寄附金額	税金の軽減額の試算	自己負担額
10,000円	5,000円 (住民税 4,750円、所得税 250円)	5,000円
20,000円	15,000円 (住民税 14,250円、所得税 750円)	5,000円
30,000円	17,300円 (住民税 16,050円、所得税 1,250円)	12,700円
50,000円	20,300円 (住民税 18,050円、所得税 2,250円)	29,700円

※法人の場合は従来どおり地方公共団体に寄附された金額の全額を損金算入できます (法人税法第 37 条)。

寄附の手続き

■寄附申込書

まず、寄附申込書により寄附のお申し込みをお願いします。

寄附申込書は、郵便・ファックス・電子メールのいずれかの方法により、久慈市役所政策推進課までお送りください。

※ご希望の方には、寄附申込書を郵便・ファックス・電子メールでお送りします。また、久慈市ホームページ（<http://www.city.kuji.iwate.jp/>）からもダウンロードすることができます。

■寄附金の払込方法

「郵便振替」、「現金書留払い」、「納付書払い」、「久慈市役所または各（総合）支所窓口への現金払い」、のいずれかの方法でお送りください。

※払込方法は、寄附申込書提出の際に選択していただきます。

●郵便振替を選択された場合

後日、ゆうちょ銀行の振替用紙を郵送いたしますので、全国のゆうちょ銀行及び郵便局からお振り込みください。

●納付書払いを選択された場合

後日、納付書を郵送します。最寄りの金融機関又は久慈市役所、各（総合）支所でお受けします（金融機関の場合、振込手数料がかかる場合があります）。

●現金書留払いを選択された場合

寄附申込書受領後、こちらから確認の連絡をいたしますので、その後、久慈市役所政策推進課あてに郵送ください（郵送料がかかります）。

●久慈市役所または各（総合）支所窓口への現金払いを選択された場合

久慈市役所の1階会計窓口においていただくか、山形総合支所、侍浜支所、宇部支所、山根支所の各窓口でお受けします。

■寄附金の受領を証明する書類

後日、確定申告の手続き書類として、寄附金の受領を証明する書類等を郵送させていただきます。

「振り込め詐欺」にご注意ください!

ふるさと寄附をかたった不当な請求が予想されます。詐欺などには十分ご注意ください。久慈市では寄附をお申込みいただいた方以外に対して、口座を指定して振込みを求めたり、ATMの操作を求めたりすることはありません。



〒028-8030

岩手県久慈市川崎町1番1号
久慈市総務企画部政策推進課

電話：0194-52-2115（直通）

FAX：0194-52-3653

E-mail：seisaku@city.kuji.iwate.jp

URL：http://www.city.kuji.iwate.jp/

